

総社市役所
〒719-1192
総社市中央一丁目1番1号
☎0866-92-8200

■今月の「そうじゃ家族の日」

8月15日(日)

毎月第3日曜日は「そうじゃ家族の日」です。子どもを囲んで家族の絆を深めましょう。

8月のイベント

- 1 日** 5:00～

暁天座禅
場所 井山宝福寺
内容 方丈の縁側で座禅を組む。5日(木)までの毎日午前5時から。受け付けは、いずれも午前4時30分から。中学生以上が対象
問い合わせ 井山宝福寺 (☎024)


- 2 月** 13:00～

小学生書道展
場所 天満屋ハッピータウンリブ総社店
内容 8日(木)まで。市内と倉敷市真備町の小学3年から6年生までの書道作品約650点を展示
問い合わせ 総社吉備路ロータリークラブ事務局 (☎035115)
- 4 水** 11:00～

夏休み子ども映画会
場所 市図書館
内容 『おしりたんてい カレーなるじけん』(30分)、午後2時から、『ドラえもん のび太の月面探査記』(111分)を上映
問い合わせ 市図書館 (☎034422)
- 5 木** 10:00～

大人のための映画会
場所 市図書館
内容 『日日は好日』(100分)を上映
問い合わせ 市図書館 (☎034422)
- 21 土** 19:00～20:30

市民大学講座
場所 市民会館
内容 「笑いと健康」と題して、落語家の春風亭昇吉さんが講演 ※開演時間が変更になりました(開場は午後6時30分)。チケット完売
問い合わせ 市文化協会 (☎03491、総合文化センター内)


- 22 日** 9:30～

力石総社
場所 総社宮
内容 力石を使った力試し(26貫を持ち上げると午後の決勝へ進出)。小雨決行 ※カメラマン・県外からは参加不可
問い合わせ 力石総社実行委員会 (☎090-6419-1402、佐野さん)
- 24 火** 9:00～17:00

備中売薬 “意外に身近な薬の世界”
場所 まちかど郷土館
内容 9月8日(木)まで。江戸時代の薬に使用された生薬や薬味の見本など約80点を展示し、薬について分かりやすく解説
問い合わせ まちかど郷土館 (☎039211)
- 26 木** 14:00～15:30

法律ミニ講座
場所 総合福祉センター
内容 「相続について～遺留分減殺請求～」と題して、市権利擁護センター“しえん”弁護士の吉野夏己さんが講演
問い合わせ 市権利擁護センター“しえん” (☎038374、市社会福祉協議会内)

イベント参加時の感染症対策のお願い

- イベントに参加する際は、以下などの感染症対策にご協力ください。
- ・マスクの着用や手洗い、手指消毒を行う
- ・参加当日に検温する
- ・発熱や咳が出るなど、体調がよくない場合は参加を控える

掲載イベントについて

7月14日現在で開催予定のイベントを掲載しています。今後、中止や延期になる可能性があります。

雪舟くん お盆休みのお知らせ

〈運休日〉
8月13日(金)

ご不便をお掛けしますが、ご理解とご協力をお願いします。

問い合わせ 交通政策課 (☎038249)

子育て生活支援

子育て世帯生活支援特別給付金(低所得)

低所得の子育て世帯に、子育て世帯生活支援特別給付金を支給します。4月分の児童手当や特別児童扶養手当を受給し令和3年度の市民税が非課税の人は、6月25日に支給済みです。※ひとり親世帯に支給済みです。※ひとり親世帯分の給付金を受けた人は対象外

対象 次のいずれかの人。▼平成15年4月2日以降に生まれた子を養育し、令和3年度の市民税(均等割)が非課税の人 ▼平成15年4月2日以降に生まれた子を養育し、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて収入が減少した人 ※所得制限あり

支給額 1人につき5万円

申請方法 市ホームページから申請書をダウンロードし、必要書類を添付して郵送か持参

申請期限 令和4年2月28日(月)(必着)

その他 詳細は、市ホームページで確認できます

申請先・問い合わせ こども課



特別児童扶養手当の支給と所得状況届

特別児童扶養手当は、20歳未満の身体が精神に障がいがある児童を、家庭で養育している人に支給されます。前年の所得などによる支給制限があります。

手当の月額 1級(重度) 5万2500円、2級(中度) 3万4970円

所得状況届の提出

特別児童扶養手当を受け取っている人は、受給資格更新のため、所得状況届を8月12日(木)から9月10日(金)までに提出してください。所得状況届は、養育状況などを確認するものです。届け出がない場合、手当を継続して受けられなくなります。該当者には8月上旬に届け出用紙を送付します。

提出先・問い合わせ こども課 子育て支援係 (☎038268)

児童扶養手当の支給

児童扶養手当は、父や母がいななどの状況にある児童を養育している養育者に支給されます。た

だし、所得などによる支給制限があります。

支給要件 18歳になる日以降の最初の3月31日までの間にある子ども(一定の障がいの状態にある子どもは20歳未満)で、次のいずれかに当てはまること

- ▼父母が離婚 ▼父か母が死亡
- ▼父か母が重度の障がい者 ▼父か母が引き続き1年以上生死不明か拘禁されている ▼配偶者からの暴力(DV)で、父か母が裁判所からDV保護命令を受けている ▼母親が婚姻によらないで生んだ子

手当の月額 児童1人の場合 4万3160円。児童2人の場合 1万1900円加算。3人目以降は、1人につき6110円加算(全部支給の場合)

■現況届は8月中旬 児童扶養手当を受けている人は、受給資格更新のため現況届を8月2日(月)から31日(火)までに提出してください。

現況届は養育状況を確認するものです。届け出がない場合、手当を継続して受けられなくなります。該当者には、届出用紙を7月下旬に送付しています。

提出先・問い合わせ こども課 子育て支援係 (☎038268)